

議案第61号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県営米子屋内プール）について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県営米子屋内プール
- 2 指 定 管 理 者 鳥取市布勢146番地の1
公益財団法人鳥取県体育協会
会長 油 野 利 博
- 3 指 定 の 期 間 平成27年4月1日から鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成25年鳥取県条例第47号）附則第1項に規定する規則で定める日の前日まで
- 4 理 由 米子屋内プールの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県体育協会を指定管理者として指定しようとするものである。